

平成二十九年二月三日受領  
答弁第二一九号

内閣衆質一九三第二九号

平成二十九年二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓潮受堤排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する  
質問に対する答弁書

一について

御指摘の記者会見における佐藤速水農林水産省農村振興局長の発言は、御指摘のように「開門調査をするならば再生事業をやめる」という旨を述べたものではなく、佐賀県が有明海の環境変化の原因究明のための一つの手段として要望している開門調査に関する記者の質問に対して、潮受堤防の排水門の開門に伴う有明海の環境変化を科学的に分析するための論点の一つとなる可能性がある旨を述べたものである。したがって、当該発言は、撤回するような性格のものではないと考えている。

二及び三について

諫早湾干拓事業に関しては、現在も複数の訴訟について審理が行われており、このうち長崎地方裁判所において審理されているものについては、平成二十八年一月十八日付けの同裁判所からの和解勧告を受けて、現在、和解協議が進められているところである。お尋ねについては、当該和解協議の内容に関わる事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。なお、政府として、引き続き、同事業に関する一連の訴

訟を全体として早期に解決するよう努力していく考えに変わりはない。